

上越市私立高等学校学費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立高等学校の学費を助成することにより、修学に係る経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校に在学している生徒の保護者に対し、予算の範囲内で支給する助成金の支給に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 私立高等学校に在学している生徒の学費を負担している人で、市内に住所若しくは居所を有し、又は勤務等により一時的に市外に住所若しくは居所を有するものをいう。
- (2) 施設整備費等 保護者が私立高等学校に対して支払う学費のうち、入学金及び授業料を除いたものをいう。
- (3) 算定基準額 新潟県私立高等学校等学費軽減事業補助金交付要綱（平成6年5月30日実施）第2条第9項に規定する算定基準額を当該保護者が学費を負担している私立高等学校に在学する生徒の数で除して得た額をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の支給の対象となる人（以下「対象者」という。）は、別表に掲げる助成区分（以下「助成区分」という。）の区分に応じ、同表要件の欄に定める要件に該当する保護者とする。

(助成金の額等)

第4条 生徒1人当たりの助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 入学助成金 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

ア 新潟県が行う当該入学金に対する助成の対象となる人

- (ア) 助成区分の第1種助成の要件(1)に該当する人 対象者が支払った入学金から新潟県が当該入学金に対し助成する額を控除した額（以下「控除後の額」という。）から5,650円を減じて得た額又は20,650円のいずれか低い額
- (イ) 助成区分の第1種助成の要件(2)に該当する人 控除後の額又は26,300円のいずれか低い額
- (ウ) 助成区分の第1種助成の要件(3)に該当する人 控除後の額から2,825円を減

じて得た額又は23,475円のいずれか低い額

イ 新潟県が行う当該入学金に対する助成の対象とならない人

(7) 助成区分の第1種助成の要件(1)に該当する人 対象者が支払った入学金から5,650円を減じて得た額又は94,350円のいずれか低い額

(4) 助成区分の第1種助成の要件(2)に該当する人 対象者が支払った入学金の額又は100,000円のいずれか低い額

(7) 助成区分の第1種助成の要件(3)に該当する人 対象者が支払った入学金から2,825円を減じて得た額又は97,175円のいずれか低い額

(2) 施設整備費等助成金 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

ア 助成区分の第1種助成の各要件に該当する人で、新潟県が行う当該施設整備費に対する助成の対象とならないもの 対象者が支払った施設整備費等の額又は23,800円のいずれか低い額

イ 助成区分の第2種助成、第3種助成及び第4種助成に該当する人 対象者が支払った施設整備費等の額又は23,800円のいずれか低い額

ウ 助成区分の第5種助成に該当する人 対象者が支払った施設整備費等の額又は18,000円のいずれか低い額

2 助成金の支給は、一の年度につき1回とする。ただし、前項第1号の入学助成金の支給は、入学の年度に限る。

(支給申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする対象者は、市長が指定する期限までに、私立高等学校学費助成金支給申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる私立高等学校の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 市内の私立高等学校 私立高等学校学費助成金の支給の申請について（副申）（第2号様式）

(2) 市外の私立高等学校 学生証の写し又は私立高等学校に在学していることを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市内の私立高等学校に在学する生徒に係る前項の規定による申請書の提出は、その生徒が在学する私立高等学校を経由し、市長に提出することにより行うものとする。

(支給決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金の支給

の可否を決定したときは、私立高等学校学費助成金支給^{決定}通知書（第3号様式）により^{却下}通知するものとする。

（異動の届出）

第7条 支給の決定を受けた対象者（以下「支給決定者」という。）は、当該支給の決定があった年度中に、支給の決定に係る生徒に退学、転学その他の異動があった場合又は市外に転出した場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

（実績報告の特例）

第8条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、第5条第1項の規定による申請書を市長に提出することにより行うものとする。

（確定通知の特例）

第9条 規則第9条の規定による確定通知は、第6条の規定による通知書の交付により行うものとする。

（支給決定の取消し等）

第10条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の支給決定を取り消し、助成金の支給を停止し、又は支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) その他市長が不適當であると認めるとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、昭和56年4月1日から実施する。

（特例措置）

2 平成18年度分の助成金の支給に係る別表の適用については、同表第3種助成の項中「4万1,000円」とあるのは「4万8,000円」とする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年9月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成金の支給について適用し、同日前に申請のあった助成金の支給については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成24年9月24日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年1月28日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年9月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条及び別表の規定は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後に申請のある平成26年4月以後に私立高等学校に入学した生徒の助成金の支給について適用し、実施日前に申請のあった助成金及び実施日以後に申請のある同月前に私立高等学校に入学した生徒の助成金の支給については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の第4条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある平成26年4月以後に私立高等学校に入学した生徒の助成金の支給について適用し、同日前に申請のあった助成金及び同日以後に申請のある同月前に私立高等学校に入学した生徒の助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月18日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条及び別表の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成金の支給について適用し、同日前に申請のあった助成金の支給については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年9月19日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある平成31年4月以後に私立高等学校に入学した生徒に係る助成金の支給について適用し、同日前に申請のあった助成金及び同日以後に申請のある同月前に私立高等学校に入学した生徒に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある平成31年4月以後に私立高等学校に入学した生徒に係る助成金の支給について適用し、同日前に申請のあった助成金及び同日以後に申請のある同月前に私立高等学校に入学した生徒に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条及び別表の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成金の支給

について適用し、同日前に申請のあった助成金の支給については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の第4条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成金の支給について適用し、同日前に申請のあった助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市私立高等学校学費助成要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成金の支給について適用し、同日前に申請のあった助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市私立高等学校学費助成要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成金の支給について適用し、同日前に申請のあった助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年9月25日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市私立高等学校学費助成要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成金の支給について適用し、同日前に申請のあった助成金の支給については、なお

従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

別表（第3条関係）

助成区分	要 件
第1種助成	次のいずれかに該当する人であること。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯（保護の停止世帯を含む。）に属する人 (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が非課税の世帯に属する人 (3) 市町村民税の所得割が非課税の世帯に属する人
第2種助成	算定基準額が51,300円未満であること。
第3種助成	算定基準額が51,300円以上88,999円未満であること。
第4種助成	算定基準額が88,999円以上154,500円未満であること。
第5種助成	算定基準額が154,500円以上304,200円未満であること。